

学校経営方針

(1) 教育目標

① 基本目標

「自己を拓く」

○あらゆる教育活動の場で、自己実現の過程を通して、よさや可能性を伸ばす。

② めざす生徒像

一 進んで学び 二 心優しく 三 心身をきたえる

一 進んで学び 自ら考え、進んで学び合う

- ・自ら学習課題や問題を見つけ、思考力、判断力、表現力、創造力を伸ばす生徒
- ・既習事項を生かして、主体的に社会の変化に対応できる生徒

二 心優しく 互いに認め合い、高め合う

- ・人権感覚を身に付け、思いやりの心を持ち、いじめを許さない生徒
- ・共感的な人間関係のもと自他の存在を尊重しあえる生徒

三 心身をきたえる 心と体をきたえ合う

- ・基本的な生活習慣や社会規範を身に付け、実践する生徒
- ・進んで運動に励み、心と体をきたえる生徒

③ めざす学校像

「明るい笑顔のあふれる、勢いのある第二中学校」

- 安全で、明るく生き生きした、規律のある学校
- 心の通い合う、ふれあいに満ちた学校
- 創造的で活力にあふれる学校
- 家庭・地域と協働し、地域に開かれた学校
- 活動の意義を理解して、学びがい、勤めがいのある学校

④ めざす教師像

- 豊かな人間性及び専門性の確立をめざし、学校経営方針にそって職務を遂行するとともに、研修成果を生かして深い生徒理解のもとに授業や生徒指導を実践する。
- 職員との共通理解・共同実践を通して、創造的で活力のある学校経営に参画する。
- 生徒に寄り添い、信頼関係の構築や家庭・地域との協働を推進する。
- 教育公務員としての「立場」や「職責」を自覚しサービスを遵守する。

(2) 学校経営の方針及び努力点

① 方針

- 県や市の教育行政方針の重点を踏まえ、生徒の「生きる力」を育成するために、個に応じた教育を進め、地域に根ざした活動を展開し、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」の育成に努める。
- 教育目標の具現化をめざし、めざす学校像である「明るい笑顔のあふれる、勢いのある第二中学校」を実現するために、全教職員が家庭・地域とともに協働態勢のもとで意欲と使命感をもって学校経営に参画し、生徒や家庭、地域の信頼や期待に応え、魅力ある学校づくりに努める。

② 努力点

- 基礎学力や学び方を身に付け、未来を生き抜く力を身に付けた生徒を目指して、

新しい時代と変化に対応した「社会に開かれた教育課程」の実施に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善と年間授業時数の確保を進める。

- カリキュラムマネジメントのもと、生徒の個性や主体性、意欲の伸長、をめざして、各教科等と各種の活動との関連を考慮した創意ある教育活動を推進し、地域の人材や施設等を積極的に活用した教育活動を推進する。
- 教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- 生徒の自己存在感、自己決定の場を大切にした教育活動を通して、生徒にとって心の居場所のある学年・学級経営に努めるとともに、生徒一人一人のよさを伸ばすための教育相談・生徒指導の組織的な取組を進める。
- 思いやりの心や自主自律の精神の育成をめざして、生徒会活動（の活動）の充実と公共心を育む道徳の授業の実践に努める。
- 学校評価の実施と保護者等への評価結果の公表を通して、家庭・地域と連携した開かれた魅力ある学校に向けた学校経営の改善・充実に努める。

(3) 本年度の重点

① 重点目標

未来とのつながりを実感できる教育活動の実践

② 学習指導の充実

- 学習指導要領の趣旨を踏まえた「社会に開かれた教育課程」の編成・実施をする。
- 主体的・対話的で深い学びのために高め合う教師集団として、一人年間1回以上の研究授業の公開と授業研究会を積極的に行う。
- 管理職や教務主任、学力向上コーディネーターが定期的に授業参観をしたり、指導・助言を行ったりして、授業の改善・充実に努める。
- 基礎的・基本的な内容を確実に習得させるとともに、それらを活用するのに必要な思考力・判断力・表現力等の育成をし、学びに向かう力、人間性等を育てる。
- 数学科では習熟度別の少人数指導によるきめ細かな指導を推進する。
- 各教科等の授業改善と生徒の学習意欲の向上のための評価の改善・充実に努める。
- 確かな学力の向上をめざして個に応じた指導に重点的に取り組む。
- 週案簿を効果的に活用し、明確なねらいの提示による見通しをもった学び、振り返りのある授業を行う。

③ 心の教育の充実

- 生徒の自己有用感を喚起できる働きかけを重視し、自己決定を尊重できる学習環境づくりを推進する。
- 教師と生徒及び生徒間の心の交流を大切にした学年・学級経営を推進する。
- 道徳の教科化に伴い、3つの学校の重点項目（「自主・自律、自由と責任」「思いやり、感謝」「生命の尊さ」）を設定し、月に1回学年ごとに同一の題材で道徳の授業を実施するなど、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実に努める。
- いじめを許さない心や態度を生徒自身で醸成できるよう、生徒が主体となったいじめ防止活動の発展・充実に努め、いじめ防止基本方針を随時検証して具現化を図る。
- 校舎・校庭等の環境美化や清掃活動を重視し、施設や器具等を大切に扱う心を培う。

④ キャリア教育の充実

- 今の学びが将来につながることを意識した教育活動を展開する。
- 発達段階に即した基礎的・汎用的な能力の育成をめざした「キャリア教育」を推進する。
- 望ましい職業観や勤労観を育成するための職場見学や職場体験学習等の体系的で啓発的な体験学習を充実させる。

- 将来を見通した主体的な進路選択を支援するための進路学習を充実させる。
- 家庭訪問や三者面談を通して、個別的・継続的で適切な進路相談を推進する。
- 小中高や家庭、地域との連携を図る。

⑤ 多様な教育活動の推進

- 特別支援教育を一層充実させ、個別の支援計画に基づく適切な指導をチームで推進する。
- 生徒の自主性を尊重し、生徒相互の連帯感の育成をめざした生徒会活動（委員会活動等）の充実を図る。
- 部活動等の運動を通して、生涯学習の基礎と、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の育成を図る。
- 11の人権問題、特にインターネット等による人権侵害を中心とする情報モラル教育とともに情報活用能力の育成について、学校教育全体を通して取り組みを行う。
- 体育や健康に関する教育を重視し、保健指導、安全指導、給食指導などの充実を図る。
- 望ましい食習慣の形成のために食育指導を家庭科や学級活動等で実践する。
- 福祉教育や環境教育、ボランティア活動を重視し、社会との関わりを通して、生徒の主体性や協調性及び共生の概念の育成を図る。
- 日本の伝統文化の理解尊重と、国際理解教育の推進を図る。

⑥ 生徒指導及び教育相談活動等の充実

- 共通理解のもと組織的・機能的な生徒指導及び教育相談態勢の充実を図る。特に不登校生徒に対しては学級担任とスクールカウンセラーや心の教室相談員との連携により不登校生徒及び保護者への積極的な支援活動を推進する。
- 師弟同行に基づく生徒理解に心がけ、授業中の積極的な生徒指導を推進する。
- 全校一致態勢で問題行動の早期発見に努め、迅速で見通しをもった指導を行う。
- 問題傾向のある生徒へは愛情を基盤として毅然とした態度で指導・援助を行う。
- 家庭と連携し、基本的生活習慣の確立や交通ルールの徹底を図る。
- 教育相談主任を中心に、不登校生徒等の社会的自立を目指した組織的で継続的な指導・援助を行う。
- 対人関係能力を高めるためのソーシャル教育（こころの授業）を推進する。

⑦ 家庭や地域との連携・協働の充実

- 学校、家庭、地域の役割を互いに認識し、家庭教育や望ましい生活習慣（家庭学習や読書、休日の過ごし方、挨拶や手伝い等）や食習慣（朝食の重視）の定着に対する支援の強化を図る。
- 親子で生き方を考える機会を増やし、家庭とともに「生き方教育」の推進を図る。
- 来校者の確認や不審者対策を充実させるとともに交通安全への意識を高めるなどして、生徒の登下校を含めた安全教育の充実を図る。
- 学校公開や保護者会、ホームページ等を活用した広報活動を通して、保護者や地域に正確な情報を発信し、家庭や地域の信頼と協力を得る。
- 学校の教育力を向上させるために、様々な地域の人的・物的教育資源を積極的に活用する。
- 学校評議員会やPTA役員会の機能を充実させて、来るコミュニティスクール実施に向け、地域の声を学校経営に反映させる。

⑧ 安全・安心な学校環境の整備

- 定期的な施設設備の点検を全員で行うとともに、管理職と施設担当が連携し、日常的な施設確認を行う。
- 全職員でリスクマネジメントとクライシスマネジメントを意識し、実効性のある学校危機管理マニュアルを作成する。
- 地域内での風水害や地震等の天災や感染症対策を共有し、学校・家庭・地域一体で対応できるようにする。

⑨ 適正な労務・庶務執行

- 教職員のワークライフバランスを常に意識し、適正な勤務時間管理に努める。

- 生徒や教職員等の個人情報保護を確実に行う。
- 教育効果を高めるために施設・設備の有効活用と学校予算の適切な執行を行う。
- 平成 27 年度「学校預かり金マニュアル」の活用し、教材費・学年費等の公金を適正に管理する。
- 成績処理、事務処理に関してチェック体制を強化する。